

[ 平成 17 年第 7 回 12 月定例会－12 月 15 日-04 号 ]

◆14 番（松坂知恒議員） 市民・民主フォーラムの松坂知恒でございます。

第 274 号議案，平成 17 年度広島市一般会計補正予算（第 7 号），第 281 号議案，広島市精神障害者通院医療費補助条例の一部改正について，第 286 号議案，指定都市高速道路の整備計画の変更に係る同意について，以上，三つの議案について質疑をいたします。

まず，障害者自立支援法への対応のうち，福祉情報システムの改造についての予算補正についてお聞きします。

システムの改造についての契約ですが，ホストコンピューターが NEC 製のためシステム改造は NEC との特命随意契約で，契約予定額は 1 億 7395 万 7000 円とのこと。この福祉情報システムは平成 10 年度の導入以後，平成 11 年度から平成 17 年度に至るまで毎年により合計 20 件のシステム改造が行われており，その改造費の総額は 11 億 3371 万円もの額に上ります。特命随契ですから NEC 以外とは契約できないわけです。システム開発者の NEC が積算して請求してくる額をそのまま契約額とせざるを得ないのではないかと思います。このままでは新しい法律の制定や改正，市の政策，制度の変更があるたびに毎年 1 億円以上の支出を強いられるということになります。このような状況は改めなければなりません。

そこでお聞きします。

1，今回提案されているシステム改造費 1 億 7395 万 7000 円の積算根拠をお答えください。また，この 1 億 7395 万 7000 円は NEC の積算どおりの額なのか，あるいはもともとの積算額と契約予定額との乖離があるのか，あるとすれば，その乖離額は幾らなのか教えてください。

2，NEC の積算額を広島市のどなたがどこまで点検しているのかお答えください。

3，今後も福祉情報システムの改造はあり得ると思いますが，こういった事務の変更については，もっと安い費用で行うべきと考えます。広島市はどういった取り組みをしているのかお答えください。

次に，精神障害者通院医療費補助についてお聞きします。

この補助制度は，障害者の中でもなかなか光が当たりにくい精神障害者にとっての福音であり，積極的に受診・通院を促し，社会復帰や社会参画の継続を図る補助制度であると高く評価します。ただ，今回の制度変更で今までなかった所得制限が発生すると聞き，若干危惧しております。

お尋ねします。

1，補助の対象者は現在の制度と新しい制度とでどのように変わのでしょうか。

2，所得制限によって補助の対象とならない方は広島市内で何人いらっしゃるのでしょうか。また，精神障害者の何パーセントに当たるのでしょうか。

3, 公費負担が5%から10%に上昇することにより市の負担は幾らから幾らになるのでしょうか。

4, この制度は持続可能な制度でしょうか。財政危機の中ですぐに打ち切られるということはないのでしょうか、お答えください。

5, 年間所得670万円以上を対象としない理由は何でしょうか。限度額を上回るぎりぎりいっぱい世帯にとっては大きな負担となると思いますが、モデルとなる世帯のシミュレーションを実際に行った上で大きな負担ではないと判断されたのでしょうか、お答えください。

次に、高速道路整備計画の変更についてお聞きします。

昨年、建設委員会で神戸市に視察に参りました。本土とポートアイランドを結ぶ沈埋トンネルについて視察しましたが、神戸の担当者の説明によると、当初予定していた沈埋トンネルの工事費が、実際には倍以上かかってしまったとのことでした。広島高速1号線の馬木トンネルが当初の予定を大幅に上回る約2倍の工事費がかかったことを考えると、480億円を予定としていた太田川渡河部の沈埋トンネルの工事費は倍の960億円、あるいは1000億円以上の工事費となることが容易に想像されます。神戸の沈埋トンネルを教訓としなければならないと考え、渡河部の工法を橋梁とした今回の計画変更案を評価したいと考えます。

また、交通量が当初の計画から減少することを見込んで建設費を4600億円から3780億円に圧縮したことも評価したいと考えますが、若干の疑問点もありますので、順次お尋ねいたします。

1, 一般質問初日の谷川議員の質問に対し米神局長は、高速道路についても太田川渡河部の橋梁についても、平成25年までには完成できるよう取り組んでまいりますと答弁されました。これでは取り組むけれども完成できないかもしれないと受け取ることができる答弁と理解しますが、果たしてそれでよいのでしょうか。平成25年度までには完成させますと明言されてはいかがでしょうか、お答えください。

2, また、市の公共工事として行う太田川渡河部の橋梁ですが、建設費は漁業補償費などを含め、幾らで見込んでいるのでしょうか。また、財政危機の状況で予算は立てられるのでしょうか、お答えください。

建設費の総額が4600億円から3780億円に変更となりました。その変更内容についてお尋ねします。

1, 暫定2車線とすることなどにより費用が変更となりましたが、その内訳をお答えください。

2, 一般整備ランプなどの整備先送りで費用が減額となりましたが、その内訳をお答えください。

3, 路線の一部が有料道路事業から切り離されましたが、どういう工事の切り離しで、幾ら節約になったのでしょうか。

4, 用地補償費も変更されたと聞いております。変更となった高速1, 2, 5号線について、それぞれ路線ごとに変更前と変更後の金額を示した上で何円ずつ減少、または増加したのかお答えください。また、補償費を支払った件数が何件であったのか、高速1, 2, 5号線の各路線ごとにお答えください。

以上で質問を終わります。答弁によっては再質問をいたします。どうも御清聴ありがとうございました。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 福祉情報システムに関連して広島市のシステム全体の見直しに関する御質問がございましたので、私から御答弁申し上げます。

現在、本市の住民サービス用のシステムは福祉情報システムを含め、すべて大型汎用機により運用しております。大型汎用機で運用するシステムは、特定業者の技術や製品に依存せざるを得ない仕組みになっており、業者間の競争原理が働きにくく、いきおい、経費が増大しがちであるという問題がございます。

こうした中、近年技術の進歩により大型汎用機以外の機器等を使用し、特定業者の技術に依存せずにシステムを運用することが可能になってきており、本市においても、そのようなシステムに移行することも視野に入れシステム全体の見直しに取り組んでおります。

以上です。

○藤田博之 議長 社会局長。

◎松井正治 社会局長 274号議案、福祉情報システムの改修経費でございます。約1億7000万円の積算についてということでございます。

福祉情報システムは、生活保護、各種手当、医療助成等の福祉関連85事業について申請受付から決定、給付、統計等の事務のオンライン処理を行うシステムでございます。平成10年4月に導入いたしました。

福祉情報システムの改造に当たっては、制度改正や機能追加の内容を業者に伝えた上で業者から見積もりを徴し、プログラムの新規作成や修正について難易度を勘案しながら作業工程数を算出いたしております。その作業工程数に本市が設定している単価を乗じて経費を積算した上で査定をいたしております。

それからNECの見積額と実際のチェックした金額ということでございますが、NECの見積金額は約3億円でしたが、本市において積算及び査定を行い、このたびの補正予算案では1億7395万7000円を計上しております。

なお、この点検は社会局社会企画課の職員が情報担当と協議をしながらチェックをいたしております。

それから次に、281号議案の精神障害者通院医療費補助条例の一部改正についての御質問にお答えをいたします。

現行の精神障害者の通院医療につきましては、精神保健福祉法に基づく国の公費負担制度により自己負担が医療費の5%となっております。本市におきましては、平成8年度か

ら条例に基づき、この自己負担相当額を補助することにより精神障害者が安心して、かつ継続して専門医に通院できる環境づくりを行い、精神障害者の社会復帰の促進及び福祉の増進に努めています。このたびの障害者自立支援法の制定に伴い、平成18年4月から精神障害者の通院医療にかかる公費負担制度は、障害者自立支援法に基づく自立支援医療制度へ移行します。この自立支援医療制度においては新たに所得制限が導入されるとともに、自己負担額も原則として医療費の10%になり、この自己負担額には低所得者に配慮して所得などに応じて上限額が設定されます。こうした自立支援医療制度の対象となる精神障害者に対して、従前どおり本人の負担がなく安心して、かつ継続して通院医療が受けられるよう条例を改正しようとするものでございます。

なお、新たに導入が予定される所得制限の内容は政令などにゆだねられており、現時点では詳細は明らかになっておりませんが、これまでの国の説明によれば、対象世帯の市町村民税の所得割の合算額が20万以上、年間所得で670万円以上の場合には原則として自立支援医療制度の対象外とされ、一般の医療保険制度による3割の自己負担になると聞いております。

それから、条例改正で対象外となる障害者数は何人で何パーセントなのかという御質問でございます。

このたびの条例改正案においては、国の自立支援医療制度の対象となる精神障害者に対して補助することにいたしております。このため本市の補助制度においても所得により対象外となる障害者が生じます。現行制度は所得制限がなく負担対象者の所得を把握していないため、あくまでも国の推計をもとにした試算でございますが、現行の補助対象者数約1万人のうちの約300人、全体の約3%が補助対象外になると見込んでおります。

それから、市の負担でございます。補助率が5%から10%になります。その際の市の負担はどのようになるかということでございます。

このたびの自立支援医療費制度では自己負担額が原則として医療費の5%から10%に変更となりますが、所得制限が導入されることで補助対象外となる方が生じるとともに所得などに応じて一定の負担上限額が設定されます。こうした今回の制度改正による影響額を17年度予算ベースで試算しますと、現行制度で約12億2000万円の一般財源の負担が改正後は12億4000万円と約2000万円増加すると見込んでいます。

次に、この精神障害者の通院医療費の制度の持続性ということでございますが、本市の補助制度は、精神障害者が安心してかつ継続して専門医に通院できる環境づくりを行う上で必要な制度と考えております。また、議会の議決を得て条例に基づき行うものでございますので、今後とも継続していきたいと考えております。

それから、障害者自立支援法の対象外となる世帯を補助対象としないのはなぜかということでございます。

今回の条例改正案では、国の自立支援医療制度の対象となる精神障害者に対して補助することにいたしております。国においては、先ほど申し上げましたが、市町村民税額が20

万以上、年間所得で670万円以上の世帯については十分負担能力があるということで、原則として自立支援医療制度の対象外としております。

しかしながら、統合失調症などの重度かつ継続的な通院医療が必要な方については、当面3年間の経過措置が設けられ、自立支援医療制度の対象となりますので、こうした方は本市の補助制度の対象にすることにしていきます。

以上でございます。

○藤田博之 議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 286号議案について幾つかのお尋ねがございました。

最初に、高速1号線から5号線までの完成見通しでございます。広島高速道路の各路線の完成見通しですが、高速1号線は平成18年度完成を、高速2号線は平成21年度完成を、高速3号線については宇品から吉島までの区間は平成21年度完成を、残る区間については平成25年度完成を、高速5号線は平成24年度完成を目指しそれぞれ事業を進めていくことにしております。今後とも国や広島県、広島高速道路公社と十分連携を図りながら、平成25年度の全線完成に向けて取り組んでまいります。

さらに、太田川渡河部の橋梁工事の完成年次ですけれども、これにつきましても高速3号線が全通する平成25年度までには計画どおり完成できるよう取り組んでまいりたいと考えています。また、その渡河部の工事費は約140億円を見込んでおります。

渡河部の予算の確保の問題ですが、太田川放水路渡河部については、西方面の渋滞対策として大きな効果が期待できることから最優先に整備すべき区間と考えています。このため高速3号線が全通する平成25年度までには完成できるよう予算確保に努めていきたいと考えています。

次に、暫定2車線化等によって費用が変更になったその内容についてということで項目ごとにお尋ねがございました。

暫定2車線整備により高速2号で約20億円、高速3号で約55億円、高速5号線で約100億円合わせて175億円の削減となっております。一方、全線へのETCの設備の追加や各路線の工事費や用地補償費などの精査などにより約95億円増加となっておりますので、差し引き約80億円の削減となっております。

次に、ランプ等の先送りによる費用の減額ですが、高速2号線と高速5号線の連絡路の部分が約70億円、高速2号線の東雲ランプの南方向出入り路の部分が約20億円、高速3号線の江波ランプの部分が約30億円、西部ランプ以西への部分が約70億円の削減となっており、合わせて約190億円の削減となっております。

次に、有料道路事業から切り離したことによる節約なんですけれども、高速3号線の太田川放水路渡河部を本市の公共事業に整備するとともに、吉島及び出島ランプの一部を国道事業、高速2号線の関連道路である府中町域の県道を広島県の公共事業として、それぞれ整備していただくこととしました。その結果、合わせて約550億円の削減となっております。

次に、用地補償費の変更前後の額ですが、現在整備中の路線ごとの用地補償費及び件数ですが、高速1号線については約94億円、約200件で大きな変更はありません。高速2号線は当初246億円でしたが、今回の変更では約210億円で約36億円の削減となっています。なお、件数は180件で変更はありません。

高速3号線は有料道路事業での用地買収はありませんが、漁業補償等の補償費が約13億円で大きな変更はありません。

高速5号線は約515億円で約110件でしたが、こちらについても大きな変更はございません。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 福祉情報システムに関連して企画総務局長から、経費が大きくなるので見直しを取り組んでいるということなんですけれども、これは一日も早く実現しないとですね、先ほど申し上げたような理由で多額な経費がどんどんどんどん支出せざるを得なくなるということなんですけれども、どれぐらいがめどとといいますか、試行的に考えているだけで実際に導入できるかどうかという見きわめというんですかね、それが立っているのかいないのか、いずれはそういうふうに切りかえるんだけれども、どれぐらいはかかるだろうという期間だけでもお答えいただきたいなというふうに思います。

それから、NECの見積額が3億円でですね、市が見積もったら1億7000万円に1億3000万円も乖離するなんてこういうシステムの見積もりがあるんですか。3億円の見積もりと1億7000万円の計画予定額だというふうな答弁だったと思うんですけど、1億3000万円も乖離があるなんて、非常にふっかけられているんじゃないかと。NECの計算と市の計算と、その単価とか作業工程数とか違うんですか。その辺ちょっと説明していただかないと、何かえらい乱暴なことをされているなというふうな印象で終わるんですが、お願いいたします。

それから、高速道路の件なんですけれども、補償費が2号線だけは36億円減っていると。当然土地を買収するわけですから地価が下がった分、もとの計画よりは安く買えた、そういう説明ならば2号線はそれなりにわかるんですが、1号線とか5号線はどうして変わらないのか。地価は下がっていると思うのに、何かほかで取られてるわけですか。例えば、建物の値段が上がったとかですね、庭石だとか庭木の価格が上がったとかですね、そういう理由がないと説明がつかいませんよね。その点も説明していただきたい。

それから、なぜ25年度の完成を明言してほしいかと言いますと、今までのいろんな工事を見てもですね、1号線の工事なんか典型的な例なんですけれども、掘ってみにやわからんと。掘ってみにや水が出るやら何が出るやらわからんけえ、工期も適当に決めておいたと、予算額も適当に決めておいたと。掘ってみたら水が出て、時間もかかって、工期も倍以上かかって、費用も倍近くかかったと、そういうことでは安心して任せられんと、そういうことを指摘したいというふうに思いますので、今回の整備計画の見直しは全体として

は評価いたしますが、このとおりに本当にいくのかどうかということをごすね、もう一度お尋ねしたいというふうに思っています。

○藤田博之 議長 企画総務局長。

◎三宅吉彦 企画総務局長 システム全体の見直しにつきましては、現在システムの問題点の洗い出しを行っている段階です。その結果を踏まえましてスケジュールや見直し後のシステムの構成等を決めるという段取りになります。

見直しのスケジュール等につきましては、まだ決まっておりませんが、システムの保守、運用、改造等に関します経費の削減を実現するためにも、なるべく早い時期に見直しを終えたいと考えています。

御指摘のような問題は、すべての行政体で問題として少なくとも認識しておりまして、例えば、情報担当者の会議などでも近年いつも話題になることでもあります。問題は、何年ぐらいにやり変わるかという話でいきますと、うまく工夫ができたとして一時期にどれだけのお金をどかっと出せるかという問題が片方にあるということ。

それから、技術的には今この大きなコンピューターによる集中方式よりもそうでない方式の方がいいだろうという考え方が今圧倒的になっているようですが、片方で個人情報保護の問題が非常に難しくなってきたということを背景に、考え方として大型汎用でいく側の巻き返しもあるという難しいところにもきております。

それから、広島市にとっては文書管理システムをどうするかということ。それから、電子申請であるとかそういうものとも仕事全体の中での最適化というのをねらっていくべきだと思っておりますので、できるだけ早く、できれば数年とかその予定の年を言いたいたいところなんです、そういう頑張るつもりでいるというところで本日は御勘弁いただきたいと思っております。

以上です。

○藤田博之 議長 財政局長。

◎寺田文彦 財政局長 福祉情報システムの当初のNECの見積額と実際の予算で御審議をお願いしている額との乖離であります、これはまず3億の予算要求ではなくて、予算要求の段階でそもそも発注しようとする細かい業務の一つ一つについて、その段階で減っております。したがって、3億の要求ではなかったということですが、その予算要求のあったところに過去の予算計上額と実際の契約額との乖離の率、つまり引き下げのいろんな交渉していくわけなんですけれども、予算額丸々で契約を結んでいるわけではありませぬので、その予算よりも低く実際に契約ができているところでもってその率を掛けて、この予算の金額で御審議をお願いしているものであります。

以上です。

○藤田博之 議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 まず、用地費の件で1号線と5号線がどうして下がってないのかというお尋ねでございます。

1号線につきましては、ほとんど用地買収が既に終わっておりまして、あと少し残っているだけということで、ここについては見直しによる大きな変化はございません。

それから、5号線ですけれども、これは土地の値段よりも大きな物件がございまして、その物件の補償費が大きな内容でございますので、これは土地の値段の下落に関係ない部分でございますので、そういう関係で大きな変化がないというふうに申し上げました。

それから、完成については断言すべきではないかと、気持ちとしてはそういうふうな気持ちはあるんですけれども、これはやはり将来の見通しをもって県と国と協議の上で決めた年度でございます。あくまでもこれに基づいて予算を配分していく、あるいは予算要求していくということは行いますけれども、断言すればいいということじゃなくて、この計画に従って着実にやっていくように努力するということが現段階で言えることでございます。

以上でございます。

○藤田博之 議長

松坂議員。

◆14番（松坂知恒議員） 財政局長の答弁がちょっとよく理解に苦しむんですけれども、3億というのが私の質問では、NECの要求額は3億、NECの要求額と実際に広島市がNECと契約を結んだ額がそれぞれ3億と1億7000万だったというふうに最初の松井局長の答弁で理解しているんですが、どうもそうではないようなお話なんですけれども、寺田局長の答弁は、3億で向こうは言うてきたが、こっちが値引き交渉をして1億7000万まで下げさせたということに聞こえるんですね。だったらシステムのチェックをしてですね、正しい積算をしたとかしなかったとかいう作業はどこへいつてるんですか。だれもしてないんですか。丸投げでやらせて値段だけ見て、これは高いけえ、前の値下げ率で下げえやというて下げさせたという答弁だと財政局長の答弁は理解するんですけど、そんないいかげんなもんなんですか。

もう少し綿密な、松井局長の答弁は、作業工程数に単価を掛けて計算したんだというんだから、それは厳密に作業工程数を広島市は広島市で出して、単価は単価で別に用意してあるんだらうけども、それをきちんと掛けて1億7000万じゃないかというふうに言ったのかと思うと、どうもそうでもないような御答弁なんですけど、一体これはどうなってるんですか。きちんとわかるように答弁していただきたいし、社会企画課の職員が点検したんだと言ってるんだけど、寺田局長の話だと、そういう点検はどこかへいつてしまってますね、契約に当たる担当者が一生懸命値引き交渉で頑張ったと、その成果だという答弁なんですね。これはちょっとお二人の答弁が矛盾していると思うんですけども、それは整理して再々答弁をお願いします。

それと、米神局長の答弁なんですけど、大きな物件の補償費がかかったんだというんですが、当然それは12年の前回の現整備計画の策定するときには補償費の算定には入っているはずで、建物の中へ入ったり、どういう家具があったり、品物があったりするかどうかというのは見た上で当然算定されているわけですから、それがどうして大きくなったのかというこ



とになるのであれば、なぜ12年9月の算定より物件の補償費が大きくなったのかということも説明していただかないとよくわからない答弁ということになります。二つの質問をお答えください。

○藤田博之 議長 社会局長。

◎松井正治 社会局長 福祉情報システムの改修でございますが、私どもがNECに見積もりを依頼したところ、3億円という見積もりが出てまいりました。それで職員が、先ほど申し上げました工程数等をチェックいたしまして財政に予算要求をいたしました。2億2000万ということでございます。それで財政は、今財政局長が答弁いたしましたように、従来の値引率というのを勘案してその8掛けということで1億7000万という予算査定になりました。

○藤田博之 議長 道路交通局長。

◎米神健 道路交通局長 高速5号線の用地費の件ですけれども、見直し前と後で大きな変更がないということをお尋ねいただきましたので、地価が下がっているのになぜないのかというお尋ねでございましたので、地価に影響を受けない機械等の補償費の部分がかなり大きな部分を占めているということで土地が下がっても影響は少なかったということをお尋ね申し上げます。